

4. 地域の建設業

災害時やインフラ老朽化等に的確に対応 できる入札契約制度について

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成
 公表URL：http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html

■ガイドラインの構成

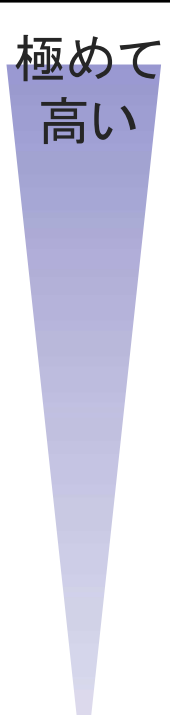
1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料：入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	 極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式によって迅速な対応が可能な場合	通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）

【迅速な事業執行】

① 緊急性の高い工事における随意契約の適用等

WTO対象となる大規模工事においても随意契約等の適用や、一般競争方式の手続き期間短縮等を検討
例) H23紀伊半島水害、H28熊本地震において、WTO規模の工事で随意契約を適用

【確実な施工確保、不調・不落対策】

② 指名競争におけるダンピング対策

例) 発注者の監督・検査等、受注者側の技術者体制の強化、施工体制確認型総合評価方式の適用等

【発注関係事務の効率化】

③ 一括審査方式の活用

受発注者の発注関係事務を効率化するため、複数工事の提出資料を同一とする一括審査方式を活用

【担い手の確保】

④ 地域企業の参加可能額の拡大

地域企業を中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更

⑤ 地域維持型JV等の活用

地域の参加企業を確保し、施工体制を確実にするためJV制度を活用

【早期の復旧・復興に向けた取組】

⑥ 復興係数、復興歩掛等の導入

確実な施工を確保するため、実態を踏まえた復興係数の導入等により、適切な予定価格を設定

⑦ 事業促進PPP・ECI方式等の活用

官民の技術力を結集するなどにより、円滑かつ迅速な事業の実施

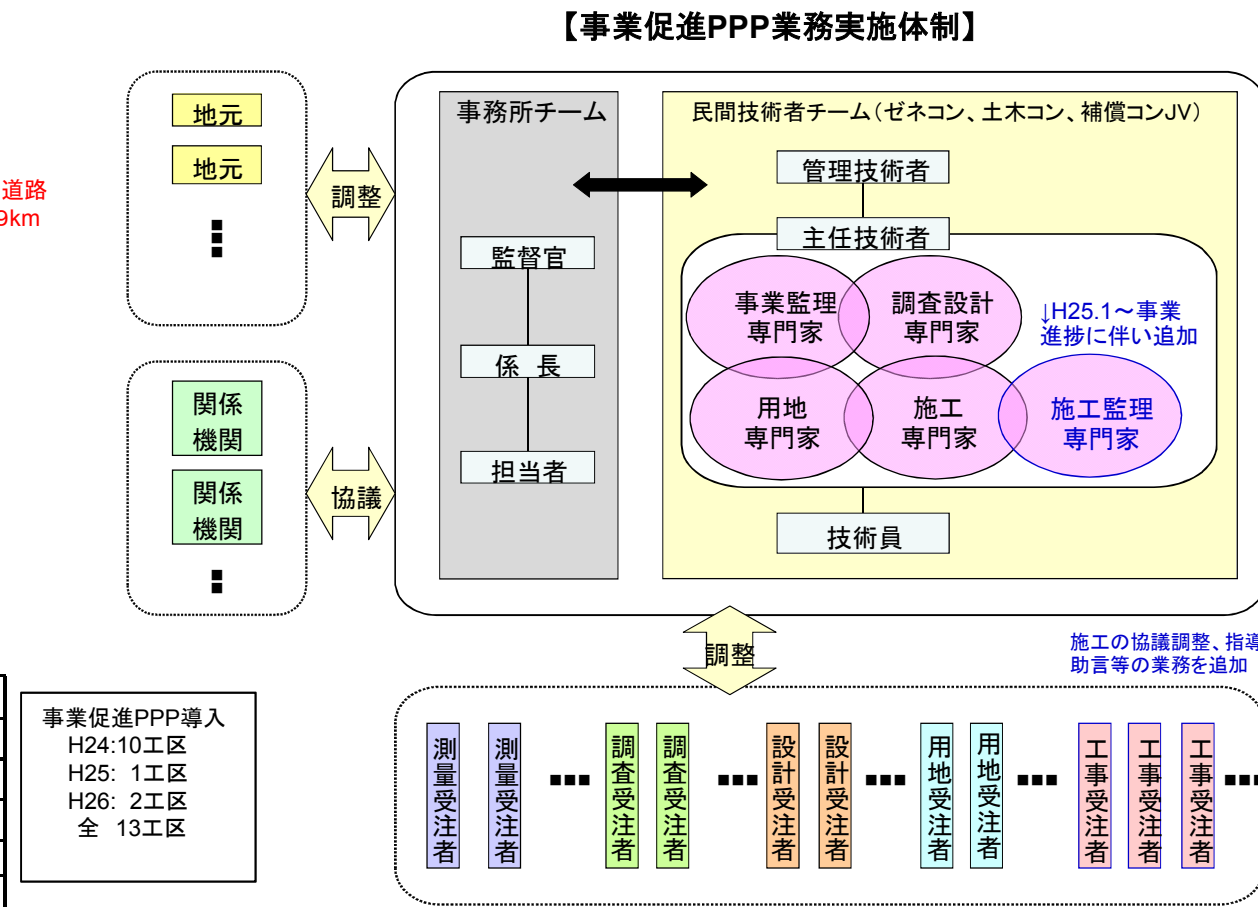
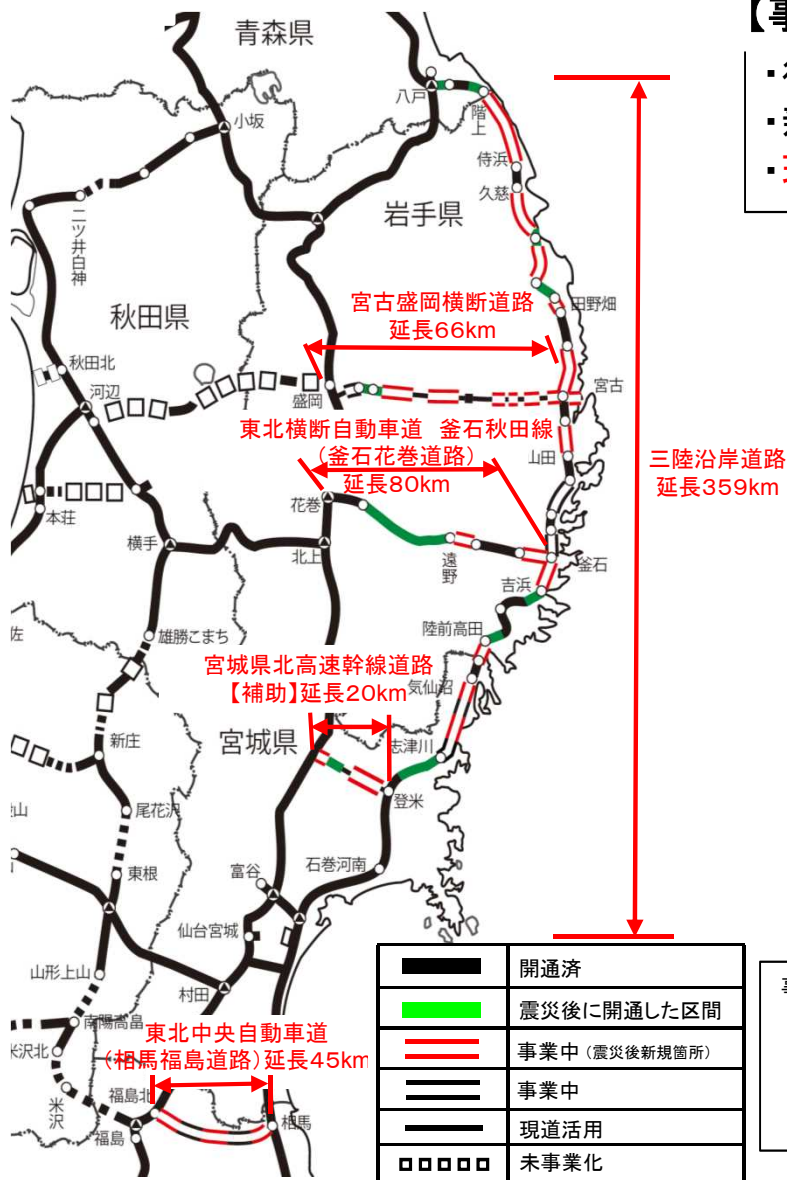
事業促進PPPの導入事例(東北地方整備局)

- 復興道路・復興支援道路は、リーディングプロジェクトとして、**震災後に約223kmが新規事業化**。
- 「おおむね10年間」で既事業化区間とあわせ**約380kmの事業**の整備推進が必要。
- 膨大な事業を円滑かつスピーディーに実施するため「**事業促進PPP**」を導入。

PPP: Public Private Partnership
(官民連携、公民協働の意)

【事業促進PPPによる業務の実施】

- ・従来、発注者が行ってきた協議調整等の業務を**民間の技術力を活用**。
- ・新規事業区間を10～20kmの工区に分割。**工区ごとに推進チームを配置**。
- ・**現地に常駐し専任**で事業マネジメント(調査設計～施工監理)を担当。



事業促進PPP導入
H24:10工区
H25: 1工区
H26: 2工区
全 13工区

災害復旧工事(直轄)の発注(最近の事例)

■H28熊本地震

適用時期	工事内容	入札契約方式			発注件数
	特徴等	競争参加者の設定方法	契約相手の選定方法	標準的な手続日数(公告～契約)	
発災～4ヶ月 H28.4～H28.7	応急復旧等 (堤防補修、道路補修、斜面防災対策、堤防復旧、道路復旧、橋梁復旧、トンネル復旧等)	随意契約	※事務所災害協定に基づき施工者を選定 または ※本局災害協定に基づき業界団体へ協力要請を行い選定	即時着工 ※協議が整い次第速やかに着手	約80
3ヶ月 H28.6～	本復旧	一般競争 (WTO*を除き、地域要件を設定)	総合評価落札方式	約1ヶ月 ※手続日数の短縮、入札書及び技術資料の同時提出の適用除外を実施	約60
	・等級区分において、一般土木C等級の予定価格の上限の金額の変更(3億円→4.5億円) ・一括審査の活用等による事務負担軽減				

■H29九州北部豪雨

適用時期	工事内容	入札契約方式			発注件数
	特徴等	競争参加者の設定方法	契約相手の選定方法	標準的な手続日数(公告～契約)	
発災～2ヶ月 H29.7～H29.8	応急復旧等 (流木等除去、堆積土砂撤去、護岸整備、河道掘削、砂防堰堤等)	随意契約	※事務所災害協定に基づき施工者を選定	即時着工 ※協議が整い次第速やかに着手	約40

1. 事例集の趣旨等

- 近年、全国の地方公共団体では、必ずしも十分な体制でない状況が指摘されており、発注者のマンパワー不足が懸念されている。
- 復旧・復興事業の円滑な施工確保を図る上では、入札不調や現場の状況をきめ細かく注視することが必要。
- 国と地方公共団体と地元の事業者団体が連携して協議を行うことや、発注者支援体制の構築など、必要な対策を機動的に講じることが重要。
- 本事例集は、地域の実情や工事の課題に対応して、様々な工夫を行いながら円滑な施工確保を実現している取組をまとめたもの。

2. 事例集の内容

4つの自治体の取組事例と東日本大震災の事例を紹介

- ① 北海道【平成28年 台風7, 9, 19, 11号】 ・地元建設業協会との連携を図りながら、入札不調不落を回避
- ② 岩手県【平成28年 台風10号】 ・東日本大震災発生以降に適用した施工確保対策に加えて追加対策を実施
- ③ 岩泉町(岩手県)【平成28年 台風10号】 ・発注者体制確保のため、CM方式の導入
- ④ 熊本県【平成28年 熊本地震】 ・国による事業代行制度を活用するとともに段階的な対策を実施
- ⑤ 東日本大震災【参考】

3. 事例集のイメージ

- 災害時の課題やニーズの抽出し、その対策や効果を1枚で簡潔に記載。
- 詳細な施工確保対策についても、代表的な事例を掲載。
- 東日本大震災の事例についても参考に掲載。

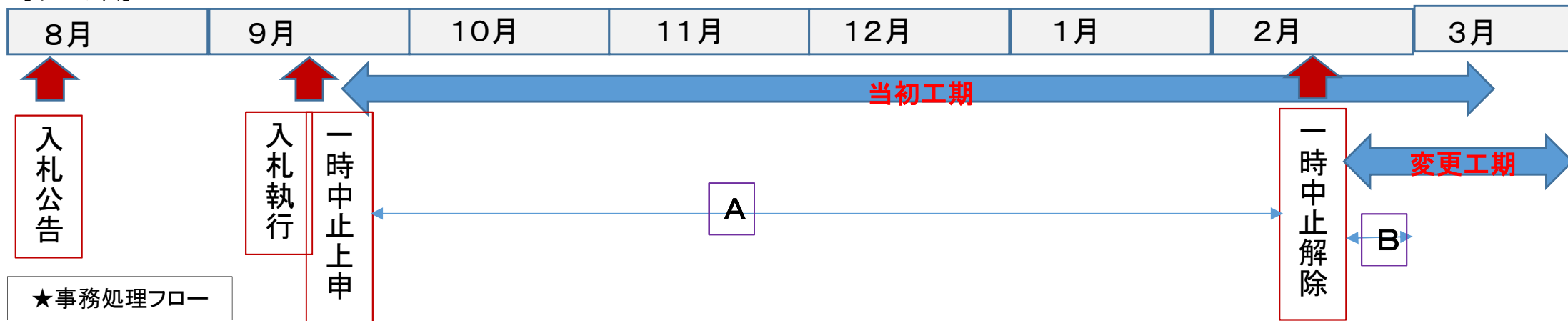


※事例集リンク先：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000164.html

(事例①)北海道の取組事例

資機材調達不能時(コンクリートブロック)における一時中止の有効活用

【イメージ図】



- ・入札公告(一時中止可、中止期間中現場代理人・技術者配置不要(連絡員要)、工期延期有り等の特記、お知らせに明記)
- ・入札執行、落札者決定
- ・資機材の調達が困難な場合、受注者より速やかに一時中止申し入れ、建設管理部は2月末を限度として申し入れ承諾
- ・資材調達の目処が立った時点で一時中止解除申し入れ、建設管理部承諾
- ・工期変更の上、工事再開。前払い請求。

★A期間の取扱い

- ・現場着手までの間現場代理人、技術者の配置は要さず、連絡員を配置。
- ・一時中止及びそれに伴う工期延期を受注者の責めとしない。
- ・仮に打ち切りになった場合も受注者の責めとしない。
- ・工事に着手していない間、緊急対策や現場の維持管理は受注者の責めとしない。

★B期間の取扱い

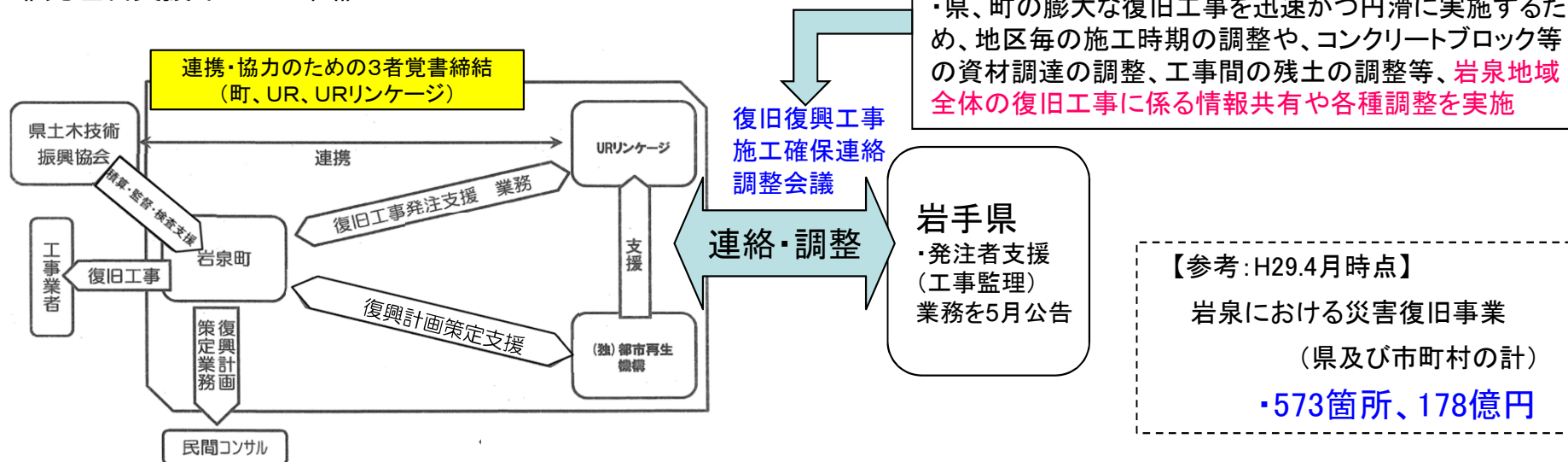
- ・工程表、施工体制等関係資料提出
- ・前払金請求、支払い

(事例②)岩泉町の取組事例

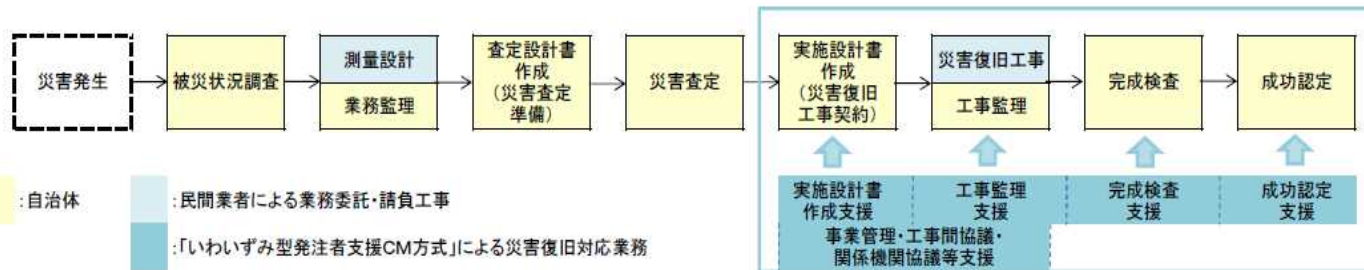
岩泉における発注者支援（いわいずみ型発注者支援CM方式）の取組

- ◆ 平成28年台風第10号災害の復旧・復興の推進に向け、岩泉町はマンパワー不足を補うものとして、「いわいずみ型発注者支援CM方式」として、町と都市再生機構（UR）及び株URリンケージと三者による覚書を締結（H29.3月）
- ◆ 覚書により、URは復興まちづくり計画の策定支援など、URリンケージは公共土木施設災害復旧工事の発注支援などを行う。

《発注者支援イメージ図》



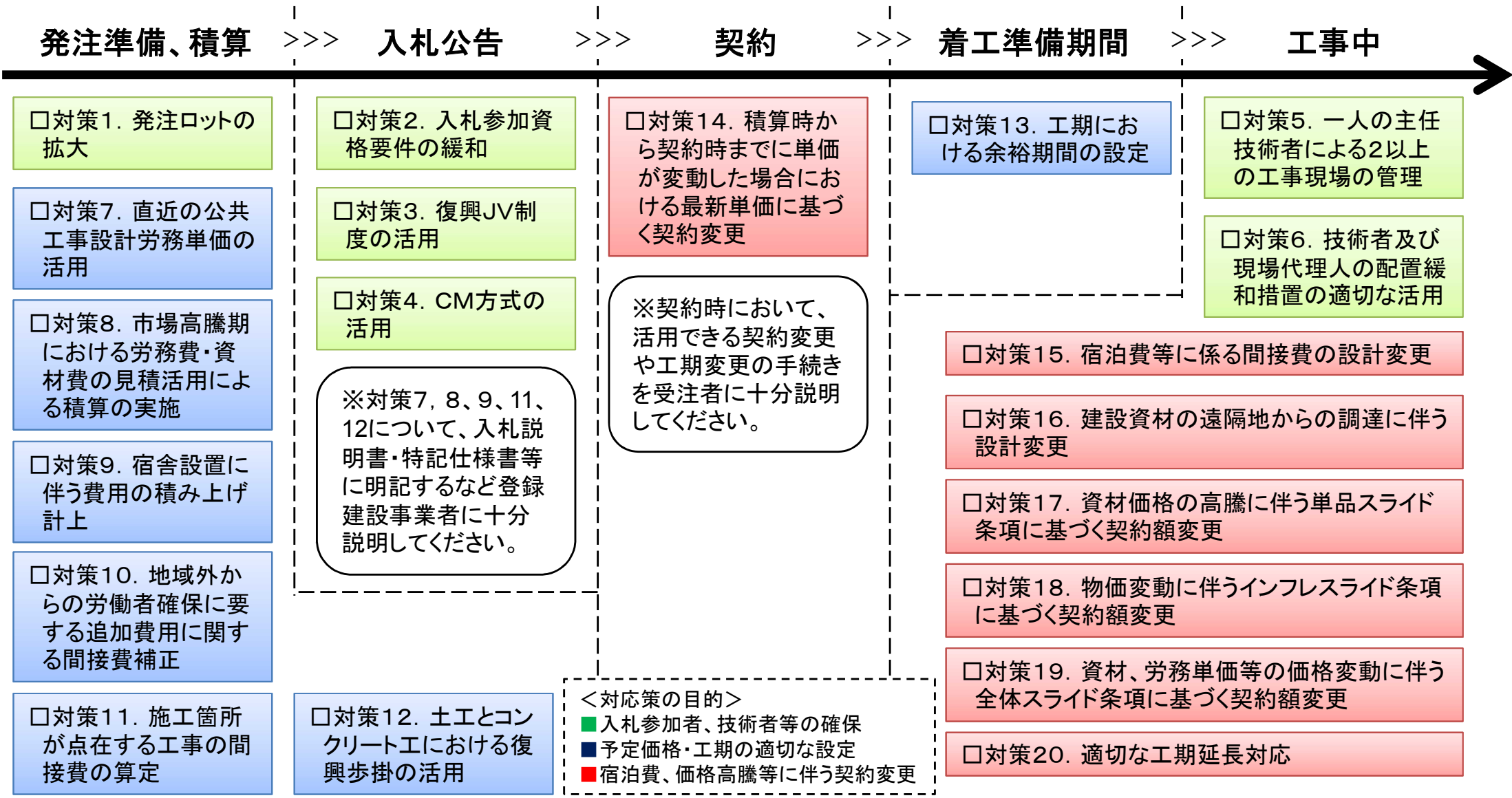
《業務イメージ》



(事例③)東日本大震災の事例

●建設業者の不足、人材・資材の不足や価格高騰の状況で、復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため活用しうる対策は以下の通りなので、発注者は、地域の実情に応じて、必要な対応策を採用しているか確認してください。

●応札を検討している建設企業は、発注者が採用している対応策を事前に確認してください。

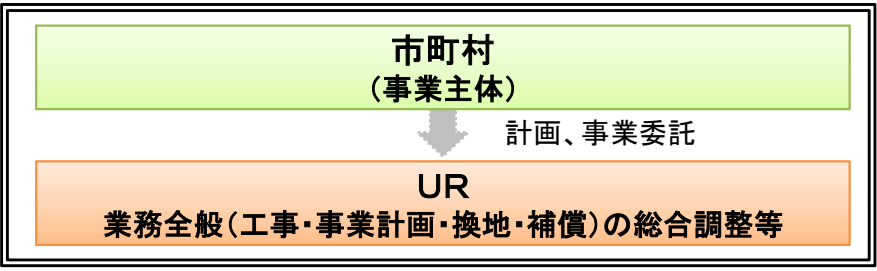


※発注者は、特に重要な工事については、発注時期等の見通しを登録建設事業者十分に広報してください。

(参考)URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要

【メリット】

- 市町村(UR)は、1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能
 - 個別地区の発注、個別地区間の調整などの本来発注者が行うべき業務をCMRが実施。
- 民間の知恵を生かして復興まちづくり事業のスピードアップ
 - 調査・設計と工事施工を一括で1つの発注とすることで、設計のできた所から施工を開始することが可能。
- 建設業者等の選定において地元企業の優先活用が可能
 - 市町村の意向を踏まえた一定の優先条件(女川町の例:①女川町内に本店②宮城県東部土木事務所管内に本店、③宮城県内に本店)に従って下請建設業者を選定し、承認を得た上で、契約。
 - 活用可能な地元企業がない場合には、市町村の了承の上でゼネコンの全国的な調達力を活用し、事業を滞らせることなく進めることが可能。
- 地元下請建設業者等に対する支払いを透明化し、下請へのしわ寄せの防止が可能
 - 市町村(UR)とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合(10%程度を目安)を乗じたフィー(報酬)を加えた額を支払い。
 - CMRから施工企業への支払い額(コスト)を市町村(UR)に対し、開示し、それを第三者・URがチェックする方式(オープンブック方式)を採用。



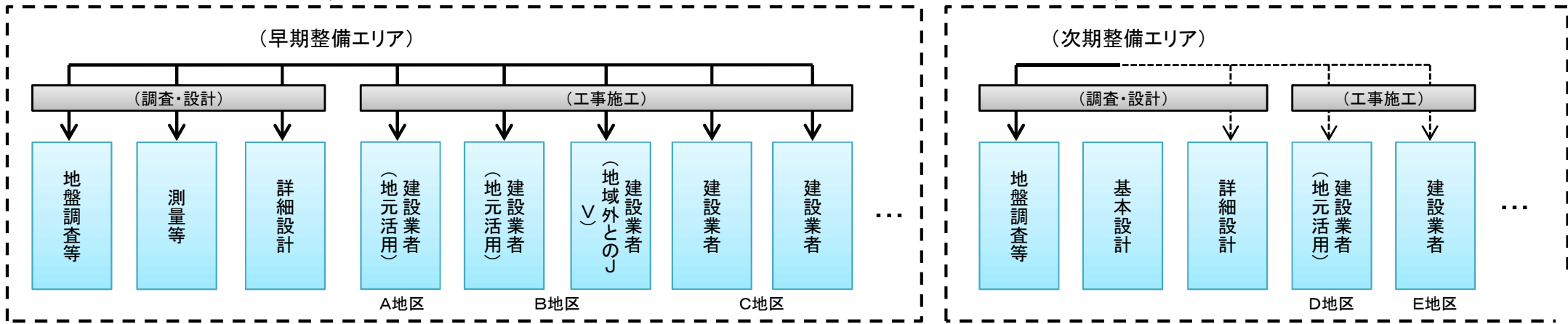
<契約者決定>

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 宮城県女川町(中心市街地、離半島部) | ⑧ 宮城県南三陸町(志津川地区) |
| ② 宮城県東松島市(野蒜地区) | ⑨ 岩手県大船渡市(大船渡駅前周辺地区) |
| ③ 岩手県陸前高田市(高田、今泉地区) | ⑩ 岩手県釜石市(片岸、鶴住居地区) |
| ④ 岩手県山田町(織笠、山田地区) | ⑪ 福島県いわき市(薄磯、豊間地区) |
| ⑤ 岩手県宮古市(田老地区) | ⑫ 岩手県山田町(大沢地区) |
| ⑥ 岩手県大槌町(町方地区) | ⑬ 宮城県石巻市(新門脇地区) |
| ⑦ 宮城県気仙沼市(鹿折、南気仙沼地区) | |

CM契約(請負)・・・公募プロポーザル(技術審査)+価格交渉

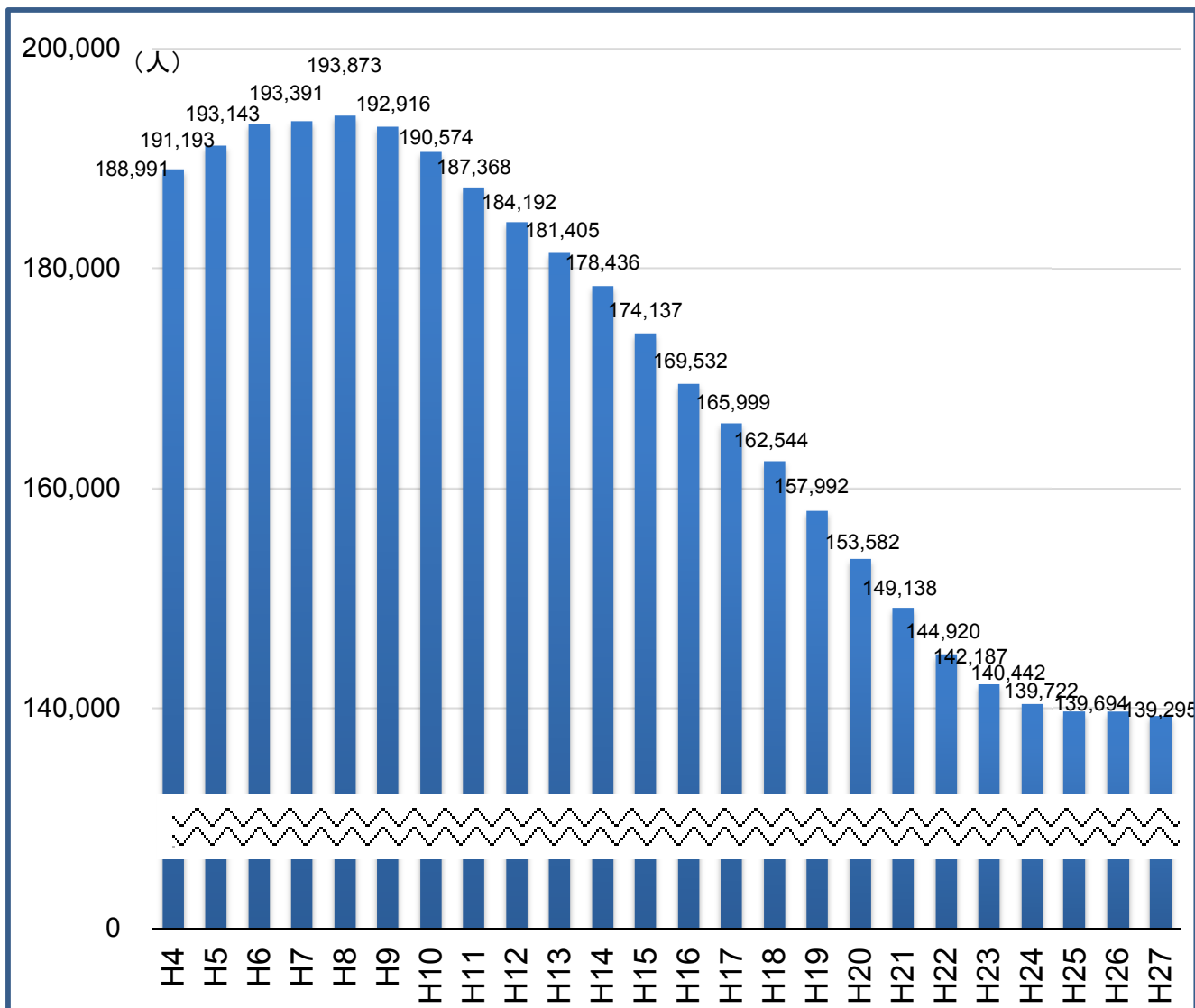
CMR(コンストラクションマネージャー)
 工事の施工に係る調整、設計や施工方法の提案、施工に関するマネジメントを実施

大規模な土木工事の実績を有する建設会社を想定。

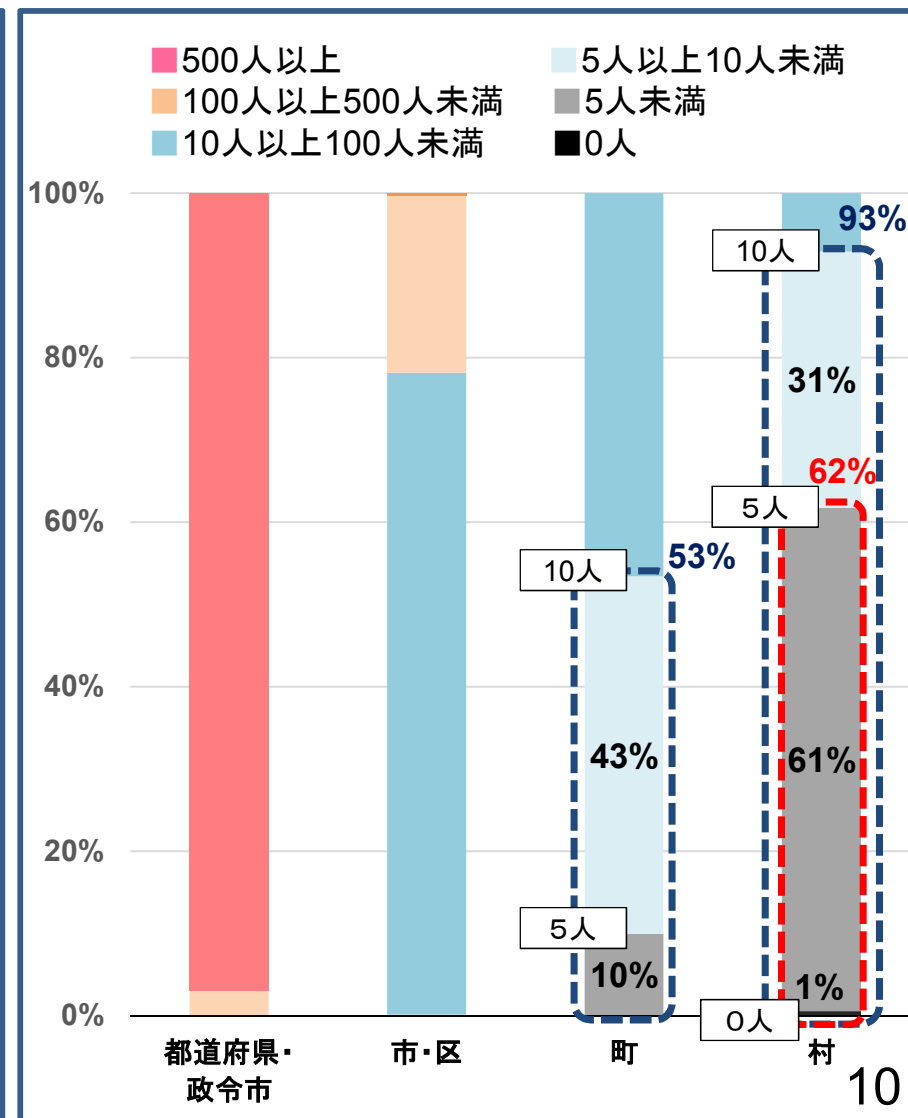


- 地方公共団体における土木部門職員の総数は、建設投資ピーク時(平成4年度)から約26%減。
- 各団体ごとの土木部門職員数については、約9割の「村」と約5割の「町」が10人未満、約6割の「村」が5人未満。

【土木部門職員数の推移】



【団体ごとの土木部門職員数】(平成27年度)



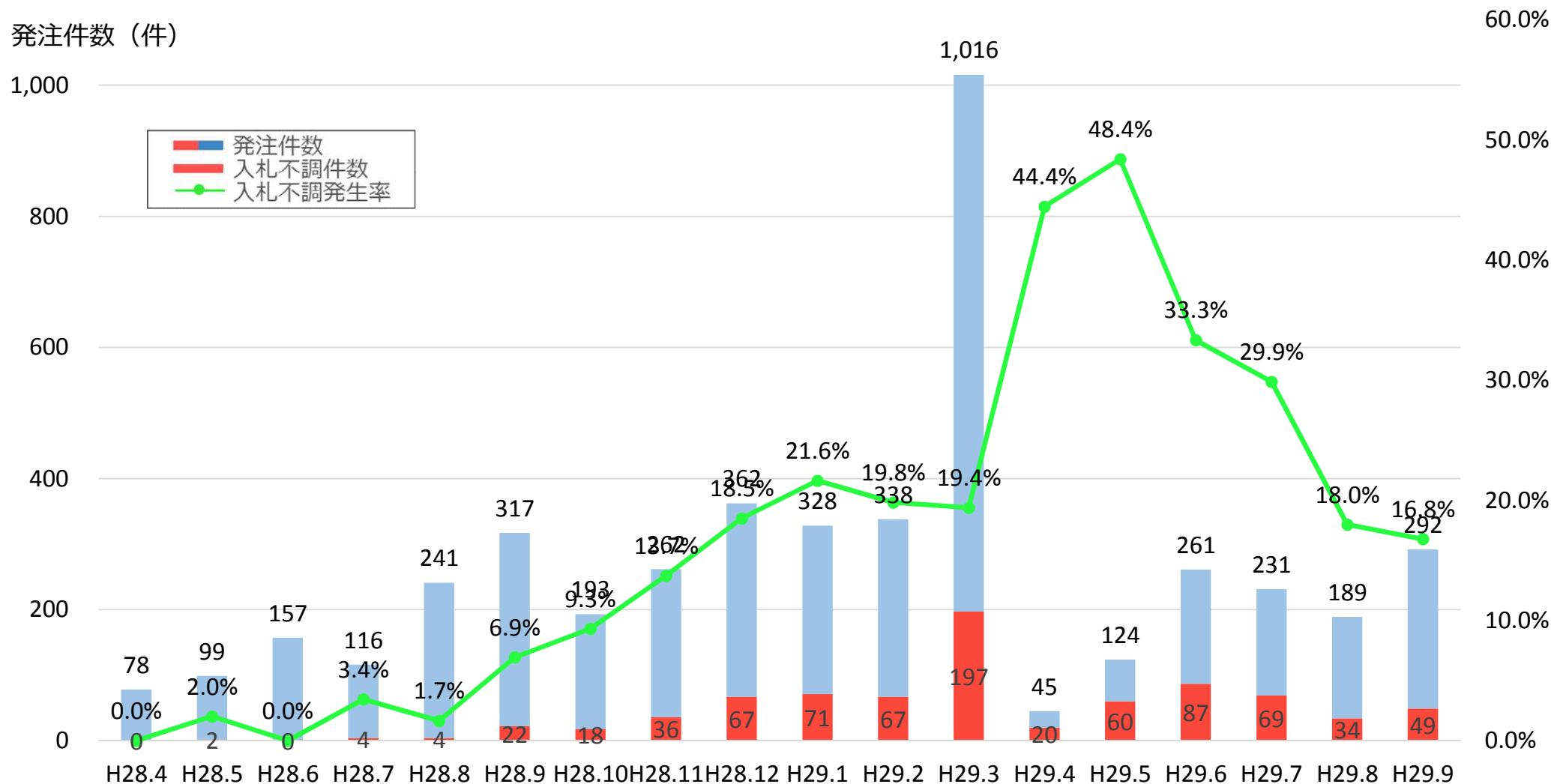
出所:総務省「地方公共団体定員管理調査」

被災地域での復旧復興工事における課題

○ 被災地域では、復旧復興工事の実施に当たり、急激な工事需要の増大等により、入札不調が増加する傾向。

熊本県発注工事における入札不調の状況

※国交省とりまとめ（数値は速報値）
不調発生率



災害時における入札契約方式の法令上の規定ぶりについて

- 公共工事品確法において、施工実態等を的確に反映した積算の実施や、見積書の活用等について規定しているが、災害時における入札契約方式について明確な規定はなく、運用指針においてその詳細を規定。

【法律】公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（基本理念）

第三条（略）

2・3（略）

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、**工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。**

5～11（略）

（発注者の責務）

第七条 **発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。**

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき**その他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。**

三～六（略）

2・3（略）

【運用指針】発注関係事務の運用に関する方針（抄）

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

(3) 入札契約段階

（適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等）

＜個別工事に際しての競争参加者の技術審査等＞

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができることとする方式を活用する。（中略）。また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して施工実績の要件を緩和することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と災害協定を締結するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。（略）

III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(2) 競争参加者の設定方法の選択

（競争参加者の設定方法の選択の考え方）

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択する。ただし、以下に示す点についても考慮する。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用
 - 一 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害時の応急的な復旧工事等のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用
 - 一 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合の指名競争入札又は随意契約の活用
- 地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることができるとされており、上記と同様の考え方により活用を考慮する。

検討の視点の例

- 国土交通省直轄工事を対象とした「災害復旧ガイドライン」に記載されている取組を地方公共団体においても普及させるため、法令等への位置付けも含め、どのような環境を整える必要があるか。
- （地方公共団体の体制や能力に応じた）災害時における入札契約手続の事務負担の軽減について、どのように考えるか。
- 災害時において、復興係数・復興歩掛の導入や見積の活用等により、適切な発注条件を整備しやすくするため、どのような環境を整える必要があるか。

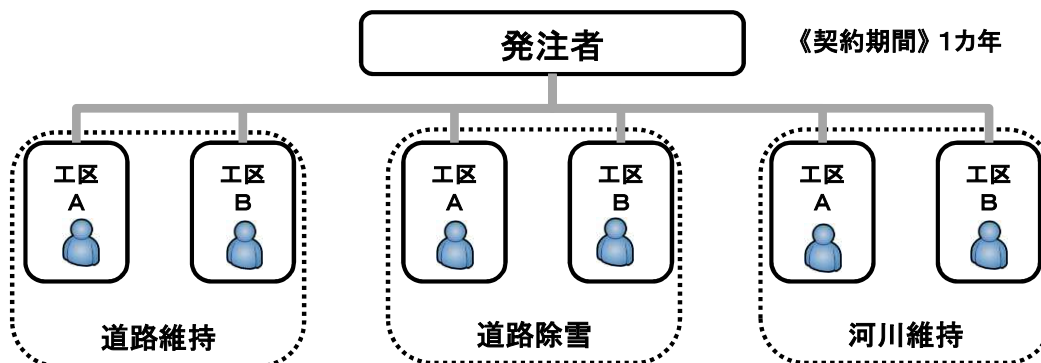
概要

地域の社会資本の維持管理(災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど)について、**包括的な事業の契約単位(工種・工区・工期)**としたり、**地域企業による包括的な体制**で実施する方式

従来の方式(業務・工事を個別に発注)

以下のような課題も…

- ロットが小さく、施工が非効率
- 契約期間が長く、監理技術者の専任が負担
- オペレータ・機械が不足している地域では地域維持の担い手の確保が困難



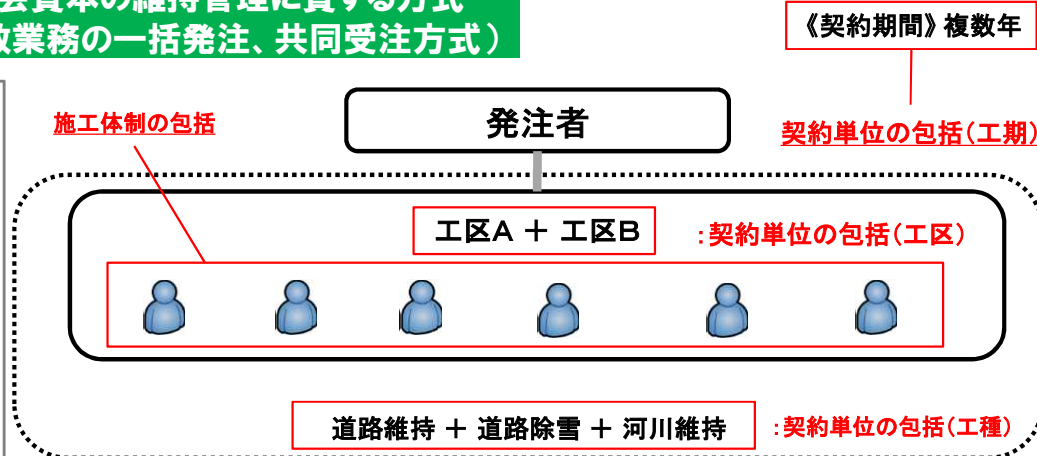
◆ 地域維持型契約方式の活用範囲の拡大 (H26適正化指針改正)

	適用要件	地域の社会資本の維持管理の実施主体
H23	「担い手の確保が困難となるおそれがある場合」	迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な建設業者(地域維持型JVなど)
H26	「担い手の 安定的な確保を図る必要がある 場合」	迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な建設業者(地域維持型JV、 事業協同組合 など)

地域における社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約・複数業務の一括発注、共同受注方式)

期待される効果…

- ロットの大型化により、施工効率が向上
- 監理技術者の専任要件が緩和(地域維持型JVの場合)
- 人・機械の有効活用による施工体制の安定的確保



(参考) 地域維持型契約方式の導入状況 (導入予定含む)
 H24年度 14道府県 → H25年度 19道府県 → H26年度 23道府県 → H27年度 24道府県 → H28年度 26道府県

※このうち、地域精通度の高い建設業者が実施主体となる方式を**地域維持型契約方式**と呼ぶ。

方式	地域維持型JV	事業協同組合(根拠法:中小企業等協同組合法)	
		共同施工	分担施工
イメージ図			
組合員(構成員)要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数 ①総合的な企画・調整・管理を行う者(土木事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む) ②工事に対応する許可業種の営業年数が数年ある、元請として一定の実績、全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置、地域に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区内にある小規模事業者(設立要件の関係から4社以上、上限なし) 	
建設業許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 構成員全員に許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての組合員に加え、組合本体としても許可が必要(法人格があるため) 	
結成	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主結成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4人以上が発起人になり、設立総会等の一定の手続きを経て、行政庁の認可を受ける。 	
リスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 全構成員(甲型)・各構成員(乙型) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員
元下関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 元下関係なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 元下関係なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合と組合員は元下関係
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 各構成員の営業年数等に一定の制約。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管行政庁等からの認可、法人登記、建設業許可などの手続きを経ることが別途必要。 ● 各組合員とは別に、事業協同組合そのものに技術者を配置する必要(分担施工の場合)。 	

地域維持事業を包括的に契約している例①(都道府県)

自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位：百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
北海道	除雪業務	49管内／49管内	51件	5ヶ月	11,227	単体・組合・JV	2～14	一般競争	H10～
青森県	道路の維持管理等	1管内／6管内	1件	1年	194	地域維持型JV	7	簡易公募型プロポーザル	H24.4～
岩手県	道路・河川の維持・修繕・除排 雪	2管内／14管内	5件	3年 (実稼動2年)	799	地域維持型JV	3～6	参加者の有無を確認する 公募手続き	H25.3～
秋田県	除雪	38地区／38地区	38件	1年8月	5,144	地域維持型JV	2～4	一般競争 (価格競争)	H23.10～
福島県	道路・河川の維持修繕 (除雪・施設点検含)	2管内	2件	1年～2年	1,197	事業協同組合	8～10	プロポーザル	H21.4～ H27.4～
栃木県	道路・河川砂防に係る除雪・緊 急点検・維持管理	7管内／10管内	7件	7箇月	929	事業協同組合	18～78	公募型プロポーザル	H22.10～
群馬県	道路パトロール	県内全域	1件	3年	682	事業協同組合	1	条件付一般競争	H23～
長野県	道路維持補修	県内全域97工区	97件	1年	2,800	地域維持型JV	3～16		(一部)H22.4～ (県内全域)H25.4～
石川県	除雪	5地区	5件	1年	-	地域維持型JV	2～4	随意契約	H24.11～
岐阜県	道路・河川の維持・修繕等	七宗町	1件	1年	15	地域維持型JV	5	一般競争(総合評価)	H24～
静岡県	土木一式工事	過疎地域	9件	1年未満	126	単体	1	一般競争	H24.4～
三重県	公共土木施設の維持・小規模 修繕、雪氷対策、道路除草	10管内／10管内	64件	1年	単価契約	地域維持型JV	3～11	一般競争(総合評価)	H26.10～

地域維持事業を包括的に契約している例②(都道府県)

自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
京都府	道路河川の維持管理、除雪及び凍結防止材散布	府北部地区	3	1年	47	単体	-	一般競争	H21~
兵庫県	緊急小規模、点々補修、照明灯具取替、除雪・凍結防止剤散布、消雪工点検調整補修	新温泉町	1件	1年	109	地域維持型JV	12	制限付き一般競争	H26.4~
奈良県	道路・河川の維持修繕、舗装修繕、雪寒	1町・1旧村 (町村合併前の1村) /39市町村	2件	1年	48	地域維持型JV	各4	一般競争(総合評価)	H28.4~
島根県	道路パトロール	3管内/12管内	3件	2年	86	事業協同組合	~58	随意契約	H25~
広島県	道路・河川の維持・修繕等	4管内/9管内	12件	9箇月~2年	352	単体	1	随意契約又は指名競争	H25.4~
山口県	道路巡視・道路年間維持	8管内/8管内	28件	1年	818	単体	1	指名競争	H19.4~
愛媛県	道路・河川・砂防・海岸の維持・修繕等	1市町/20市町 (新居浜区域)	1件	1年	23	事業協同組合	-	公募型指名競争	H23.4~
長崎県	道路の監視・維持修繕	8管内/11管内	9件	3年	112	単体	1	一般競争(価格競争)	H23~
熊本県	道路植栽管理	10管内	88件	3年	935	単体	1	指名競争	H26.3~
宮崎県	道路・河川・砂防の維持・修繕等	全県	26件	1年	1,108	事業協同組合 地域維持型JV	4~92	一般競争(総合評価)	H27.4~ (試行)

地域維持事業の包括的な契約を導入・実施している地方公共団体からは

- 災害時や緊急時も含めた人員・機械等の施工体制の安定的・効率的かつ迅速・円滑な確保【受注者】
- インフラの維持管理が持続的・安定的に行われること(きめ細やかな住民サービス)に対する住民の安心感【地域住民】
- 包括的発注による発注事務の負担軽減【発注者】 といった効果が挙がっているとの声が寄せられています。

(参考) 地域維持型契約方式の導入状況(導入予定を含む)
 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 **H28年度**
 14道府県→19道府県→23道府県→24道府県→**26道府県**
 (H28.11時点 国土交通省調べ)

地域維持事業を包括的に契約している例③(市区町村)

地方公共団体名		業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額(総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・J V等)	構成 企業数	競争方式	導入年度
北海道	札幌市	道路維持除雪業務	23地区 (市内全域)	23件	1年	14,986	特定JV	5~13	一般競争	H23.10~
北海道	幕別町	道路の維持・修繕、除雪等	2地区/2地区	2件	7年	856	事業協同組合	4~5	随意契約 (プロポーザル)	H20.4~
秋田県	大仙市	道路除排雪業務	7地域	7件	5箇月	322	地域維持型JV	5~15	プロポーザル方式	H28年度
千葉県	成田市	①道路維持補修 ②道路清掃(除草を含む。) ③台風等の災害時の緊急措置 ④除雪(凍結防止作業も含む。)	9工区 (市内全域)	9件	1年	122	単体	—	簡易公募型 プロポーザル ※H27までは見積競争	不明 ※H11.4.1から記録あり
奈良県	黒滝村	道路・河川の維持・修繕等	1管内	1件	11箇月	2.5	単体	1	指名競争	--
広島県	府中市	道路の維持・修繕	市内 (東部・西部・北部)	3件	6箇月	16	単体 (入札は混合)	1	一般競争	H28.4~
広島県	府中町	道路の維持・修繕等	町内一円	1件	1年	25	単体	1	指名競争	不明
島根県	奥出雲町	道路の維持・修繕	2地区/2地区 (旧2町村)	4件	6箇月	5	単体	1	指名競争	H25.4~
徳島県	那珂町	道路・河川の維持・修繕等	3管内/6管内	4件	5箇月~2年	10	地域維持型JV	5~7	一般競争 (総合評価)	H233~
福岡県	うきは市	市道・農道・市有林等の維持管理 出水時の巡視・二次被災防止	6エリア/6エリア	6件	1年以内	11	地域維持型JV	10者以下	随意契約	H25.5~

地域インフラの維持管理等のための入札契約方式の法令上の規定ぶりについて

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（基本理念）

第三条（略）

2・3（略）

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5～11（略）

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（地域における社会資本の維持管理に資する方式）

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができることとする方式

○公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定、平成26年9月30日最終変更）（抄）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

4 多様な入札及び契約の方法

（6）地域における社会資本の維持管理に資する方式

災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体（地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体をいう。）が競争に参加することができることとする方式などを活用することとする。

○発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）（抄）

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

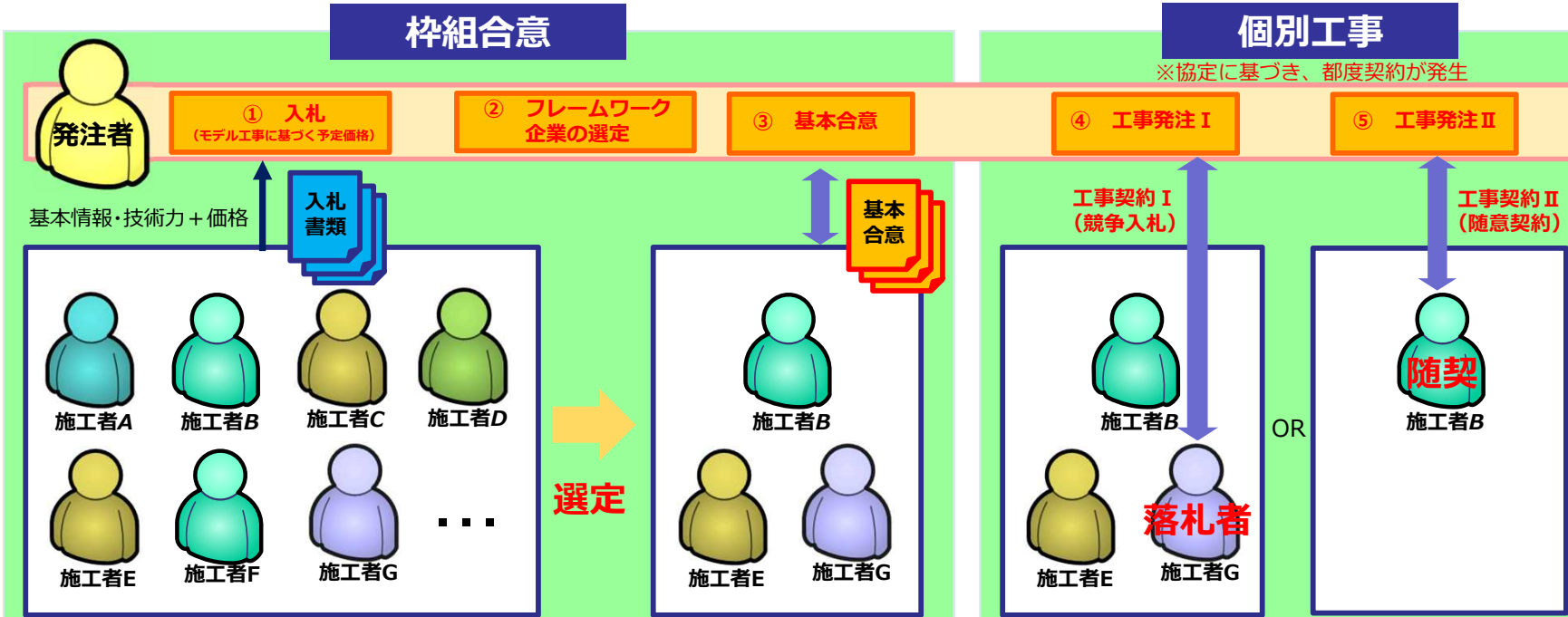
（1）地域における社会資本を支える企業を確保する方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度等を評価項目に設定
- ・複数年契約、包括発注、共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）を活用

枠組協定(Framework Agreement)の概要

一定期間内に行う複数の事業について、あらかじめ入札で選定された業者の中から個別契約できる旨の協定を結ぶ方式 ※EU公共調達指令(2004年改正)



期待される効果

- 受発注者の事務負担の軽減
- 受発注者間の良好なパートナーシップ形成
- 複数年にわたり受注者が計画を立てやすいため、企業経営の安定化に寄与

課題

- 協定から除外された企業が、競争に参加できない
- 協定内での競争入札に勝てない企業が、競争モチベーションを失ってしまう可能性

- 企業の**基本情報** (法務、財務、安全衛生) や**技術力** (品質、過去の実績、担当者の資格)、**入札価格**を踏まえ、枠組協定を締結する**企業を選定**。
- 協定の期間は、原則として**4年を超えてはならない**。
- 一事業者と協定を締結する場合、協定に**明示された条件に限定**して(発注)契約することが必要。
- 複数業者と協定を締結する場合、**3者以上**であることが必要。

- **個別工事の発注**において、協定締結企業の中から**受注者を選定**(競争入札や随契)。
- **価格提案のみを提出**(企業の技術力や財務状況は、協定締結の時点で評価)。
- 随契契約の条件や受注者の特定方法、次順位者への移行方法等については、協定締結の際に明示。

※ EU公共調達指令で規定されている

※ 同左

○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～
(平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

IV 今後の建設産業政策

2. 具体的な建設産業政策

(4) 地域力の強化

③ 地域に貢献する企業を後押しする

- ・地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式

- ― 地域インフラの適切な維持管理に向けて、海外の制度も参考にした新たな入札契約方式の導入

○今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ

～少子高齢社会等の時代の変化に対応できる持続可能な建設生産・管理システムの目指すべき方向性～
(平成30年4月13日 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会、今後の発注者のあり方に関する基本問題検討部会)(抄)

Ⅱ. 今後の発注者のあり方に関する方向性

2. 「地域の守り手」である地域の建設産業の持続的な育成・確保

2-2. 地域建設業が適切に評価される入札・契約方式等の改善

- ・「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を地域発注者協議会等の活用により、地方公共団体にも普及

5. 建設生産・管理システムの不断の改善

5-1. 大規模維持更新時代に向けた建設市場の創出

- ・大規模維持更新時代に対応するため、現在の維持管理業務・工事における課題を整理し、実態を踏まえた適切な積算等や適切な入札・契約方式の改善の検討
- ・大規模構造物等の修繕工事に関する工種の新設や、「地域の守り手」である地域企業の市場を確保する必要がある工種における等級の設置等の検討
- ・地域の実情を踏まえ、複数年契約や確認公募型の随意契約の適用を拡大するとともに、フレームワーク方式も含め、事業協同組合や地域維持型JV、性能規定型契約、包括業務契約制度の活用等について検討
- ・実態に即した適切な支払い方式(単価契約やコストプラスフィー契約など)の検討
- ・大規模維持更新時代に対応するために、長期性能保証付契約や、完成後数年経てからの工事成果物の耐久性や安全性について評価する「公共工事長期品質評価制度(仮称)」の導入の検討

現行法令における随意契約の要件等について

○ 現行の会計法及び地方自治法において、随意契約によることが可能とされる契約の範囲は限定的。

会計法上の規定

○会計法（昭和22年法律第35号）（抄）

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、**公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。**

2・3 （略）

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（抄）

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三～二十五 （略）

第九十九条の二 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第九十九条の三 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

（指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）

第一百零二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 （略）

三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入りに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。

ロ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること。

ハ （略）

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五・六 （略）

七 第九十九条第一号から第十八号まで、第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意契約によろうとするとき。

地方自治法上の規定

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 （略）

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（随意契約）

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその**予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。**

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い**その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。**

三・四 （略）

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

検討の視点の例

○ 老朽化等、地域のインフラの維持管理に的確に対応できる入札契約制度として、公共工事品確法において地域維持型契約方式が既に位置付けられているところ。

○ 既存の方式を普及・拡大することに加え、海外の入札契約方式等も参考にした新たな入札契約方式を導入するのに当たっての法令等への位置付けや適用関係も含め、インフラメンテナンス等の担い手を確保する上で、どのような環境を整える必要があるか。

(既存の方式の普及・拡大)

- 地域維持型契約方式の普及・拡大に当たり、課題として考えられる事項はないか 等

(新たな入札契約方式の導入)

- 会計法や地方自治法等既存の法令との関係
- 公共工事品確法や運用指針等における位置付け 等